

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成22年5月1日から同年6月30日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成22年6月30日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社食のみやこ鳥取 代表取締役 坂根國之
鳥取市末広温泉町723
賀露中央海鮮市場協同組合 理事長 網浜幸夫
鳥取市賀露町西三丁目27-1
- 2 大規模集客施設の名称
（仮称）食のみやこ鳥取県販売拠点施設
鳥取港海鮮市場かろいち
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地
鳥取市賀露町西三丁目323
- 4 大規模集客施設の用途
物販店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積
4,140平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
平成22年10月15日